

嘱託職員採用試験要綱

1. 採用予定職種

事務嘱託員：庶務経理事務、事業企画実施業務、窓口事務、ボランティアに関する業務

2. 採用予定人員

1名

3. 応募資格等(次の①から③の条件をすべて満たす方)

- ① 国際交流・国際協力に関心があり、英語で意思疎通ができる方  
(業務上 TOEIC 650点程度は必要です)
- ② パソコン操作のできる方(ワード・エクセル必須)
- ③ 普通自動車免許(AT限定可)を所持する方

[注] 1 年齢、性別、学歴、国籍は問いません。ただし、日本国籍を有しない方は、就労可能な、適法である在留資格を有する方に限ります。

2 以下の条項に該当する方は受験できません。

ア 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む)

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4. 勤務条件

- ① 嘱託期間：平成29年6月1日から平成30年3月31日までの期間
- ② 勤務時間等：原則として午前9時から午後5時の週35時間  
(月4日程度の土・日シフト勤務及び事業開催に伴う土・日出勤あり)
- ③ 勤務場所：〒440-0888 豊橋市駅前大通 2-33-1 開発ビル3階  
(公財)豊橋市国際交流協会事務局
- ④ 処 遇：基本給月額 187,000 円(平成29年度見込み)の他、期末手当等を支給

[注] 1 採用された場合は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険など社会保険に加入します。  
また、年次有給休暇等各種休暇制度があります。

2 嘱託期間は1年単位(初年度を除く)とし、勤務状況が良好な場合に限り、原則4回まで更新される可能性があります。

3 上記、基本給月額は、平成29年度の見込み額であり、社会情勢等により変更することがあります。なお、定期昇給制度はありません。

## 5. 応募手続

### (1) 提出書類

- ① (公財)豊橋市国際交流協会嘱託員採用試験申込書
- ② 写真(最近6か月以内に撮影した上半身脱帽正面向き(横3cm×縦4cm)のものを申込書に貼付)
- ③ 日本国籍を有しない方は、就労可能な、適法である在留資格が確認できるもの  
(例:在留カードの写しなど)
- ④ 免許(資格)がある場合、確認できるもの(写し可)

### (2) 申込方法

本人が下記日時の中に、(公財)豊橋市国際交流協会へ提出書類を持参または郵送すること  
平成29年4月3日(月)～平成29年4月28日(金)、10:00～16:00まで  
※ 郵送の場合は上記期間内に必着のこと)

### (3) 申込書等の交付

採用試験要綱、申込書は、(公財)豊橋市国際交流協会、豊橋市役所じょうほうひろば  
(市役所東館 1階)、ホームページ(<http://www.toyohashi-tia.or.jp/>)で交付します。

## 6. 試験日、試験内容及び結果通知等

	試験内容	試験日時	会場
第一次試験	一般教養、適性検査	平成29年4月30日(日) 9:30～ (受付9:00～)	豊橋市国際交流協会
第二次試験	日本語と英語による 個人面接	平成29年5月14日(日) 午前 *時間は後日通知	豊橋市国際交流協会

## 7. その他

- ① 申込受付後は、申込書、写真等、一切の書類はお返ししません。
- ② 関係書類が整っていない場合及び受付期限後は受け付けません。
- ③ 当協会には専用の駐車場はありません。
- ④ この採用試験に際して取得した個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的には使用しません。
- ⑤ 問合せ：公益財団法人 豊橋市国際交流協会 (TEL. 0532-55-3671)  
〒440-0888 豊橋市駅前大通 2-33-1 開発ビル3階